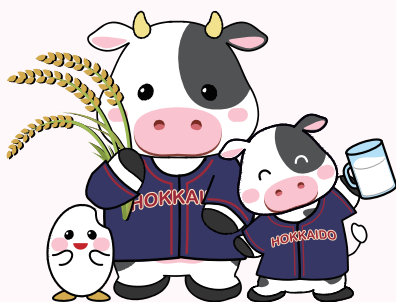


北海道 お米・牛乳子育て応援事業

お米・牛乳販売事業者の皆さまへ

北海道産の「米」と「牛乳」の購入に使える 「電子クーポン」の取扱店舗を募集しております!



[申請期間]

令和5年4月20日(木)～9月30日(土)

専用ホームページからお申し込み可能です。
ホームページ ▶ <https://hkd2023kosodate-ouen.jp>



[電子クーポンの利用期間] 令和5年5月10日(水)～令和6年1月21日(日)

※郵送申請をご希望の場合、下記コールセンターまでお問い合わせください。

[事業概要]

北海道は、食料品などの物価高騰の影響を受けている子育て世帯の負担軽減と道産品の消費拡大を図るため、平成17(西暦2005)年4月2日から令和5(西暦2023)年9月30日までに生まれの子ども(対象児童)がいる北海道内の世帯に商品券等をお届けします。

事業名 北海道お米・牛乳子育て応援事業(物価高騰等対策特別支援事業)

対象児童 平成17(西暦2005)年4月2日から令和5(西暦2023)年9月30日までに生まれの子ども

支給対象および申請手続き 申請日において次のいずれかに該当

支給対象	申請手続き
①道内で対象児童と同居している世帯	対象児童と同居する保護者
②道内で対象児童だけで構成する世帯	対象児童または道内在住の保護者
③保護者は道内に在住し、道外で対象児童だけで構成する世帯	道内在住の保護者

※「世帯」とは、同居および生計を共にする方の集まり、または、独立して住居を維持・もしくは独立して生計を営む単身者
※「保護者」とは、父母、養父母、未成年後見人、施設の長、里親等、対象児童を現に監護する方
※対象児童が施設または里親へ措置等がなされている場合は、その施設の長または里親が申請することになります

支給品 支給対象の世帯ごとに、次のいずれか1つ ※1世帯あたり、1回限り

A商品券

「おこめギフト券」または「おこめ券」
6,160円相当分(440円×14枚)と
「牛乳贈答券」2,000円相当分(200円×10枚)
<8,160円相当分>



B電子クーポン

北海道産の「米」と「牛乳」を購入できる
電子クーポン<8,160円相当分>
利用期限:令和6年1月21日(日)まで
※電子申請の方のみ申請可能



C北海道米セット

ゆめぴりか(5kg)2袋・ななつぼし(5kg)
<8,160円相当分(送料含む)>
①精米セット または ②無洗米セット
どちらか1セット



[お問い合わせ先]

北海道お米・牛乳子育て応援事業
電子クーポン取扱店舗用コールセンター

TEL.011-350-5843

受付時間/9:00～17:00(年末年始を除く)

電子クーポンの運用は、事務局から支給される 読取り用二次元バーコードを利用者が読み取るだけ！ 難しい運用はありません。

●電子クーポンの決済方法 ※画像はイメージです

- ① レジ近くに、事務局から送付される二次元コード台紙をご用意ください。
- ② 支払いの際に、利用者のスマートフォンで、支給された電子クーポンのURLにアクセス

台紙にある二次元コードを読み取る

利用者が支払い金額を入力(1円単位での利用が可能です)
a b 取扱店舗スタッフが金額・店舗名を必ず確認
c 確認後、利用者が確定ボタンを押す▶「チャリン♪」と音が鳴ります。(※1)
d 最後に利用者とスタッフで必ず完了画面を確認

二次元コード
店舗コード

ウラ面 (コード台紙)

TOP画面

コード読取り画面(カメラ)

確認画面

完了画面

※二次元コードの読み取りができない場合は、店舗コードを入力すると決済が可能です。

※1 決済時、利用者がスマートフォンの音量設定をゼロにしている場合や、ブラウザや端末の設定で音声再生を許可していない場合は決済音が鳴りません。

精算は、申請不要です！ 利用実績を事務局が収集し、登録口座に入金します。

●精算のスケジュール (全9回)

回	電子クーポン受付締日 (利用日)	精算日 (振込予定日)	回	電子クーポン受付締日 (利用日)	精算日 (振込予定日)	回	電子クーポン受付締日 (利用日)	精算日 (振込予定日)
1	5月31日(水)	6月15日(木)	4	8月31日(木)	9月15日(金)	7	11月30日(木)	12月15日(金)
2	6月30日(金)	7月18日(火)	5	9月30日(土)	10月16日(月)	8	12月31日(日)	1月15日(月)
3	7月31日(月)	8月15日(火)	6	10月31日(火)	11月15日(水)	9	1月21日(日)	2月2日(金)

●電子クーポン取扱店舗の責務など

- 事務局が別途提供するマニュアルに基づき、電子クーポンと引き換えに商品等の提供を行ってください。また、取り扱いに関する事務局の指示を遵守してください。
- 電子クーポンを利用できることが明確になるよう、事務局が提供するツール(ポスター、ステッカー等)を見えやすい場所に掲示してください。
- 事務局があらかじめ送付した利用者が決済を行うためのツールを用意するとともに、利用金額を決済したことを確認してください。
- 電子クーポンを用いた取引を行う場合は、以下に定める事項を善良な管理者の注意義務をもって必ず確認してください。
 - ①電子クーポンの有効期間
 - ②電子クーポンを使用する対象が、北海道産の米(基本は精米、玄米およびもち米)または牛乳(成分調整牛乳、低脂肪牛乳および無脂肪牛乳)およびその送料であること
- 電子クーポンを現金と交換しないでください。
- 電子クーポンによる支払いで不足する分は、現金等で収受してください。
- 電子クーポンを利用して購入した商品の現金による返金はしないでください。
- 他の割引企画との併用を不可とする場合、ポイント加算対象外とする場合または電子クーポンの使用上限額を定める場合は、あらかじめ利用者が認識できるように、陳列棚、チラシ等にその旨を明示してください。
- 有効な電子クーポンを提示した利用者に対し、電子クーポンの使用を拒否する、手数料を上乗せして請求する、現金で支払う場合と異なる代金を請求する等電子クーポン利用者に不利となる差別的扱いを行わないでください。(8に記載の場合を除く)
- 取扱店舗は、有効な電子クーポンを利用しようとする利用者から電子クーポンの利用に関し、苦情または相談を受けた場合、取扱店舗と電子クーポン利用者との間において紛議が生じた場合または法令に違反する取引の指導を受けた場合には、取扱店舗の費用と責任をもって対処し、解決にあたってください。
- 取扱店舗が利用者の不正利用を知り得ながら電子クーポンを受け取ることで、利用者に不正を促すこと等により取扱店舗または利用者が不正に利益を得た疑いがあると事務局が認めた場合、事務局は調査が完了するまで当該取扱店舗における電子クーポン精算代金の支払いを保留します。また、取扱店舗または利用者が不正に利益を得た場合、取扱店舗は、受け取った電子クーポンの金額について一切の責任を負い、事務局へ当該金額を返還していただきます。
- 事務局が必要に応じて報告や立ち入り等の調査を求めた場合にはこれに協力してください。
- 参加条件書にある事項を遵守してください。